

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件
 原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
 被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面(3)

平成28年6月30日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

田 原 昭 彦 (印)
 湯 峯 奈 々 子 (印)
 西 永 知 史 (印)
 杉 浦 雅 俊 (印)
 松 島 俊 (印)
 屋 島 圭 介 (印)
 今 西 淳 (印)
 石 川 真 由 美 (印)
 柳 田 勝 也 (印)

第 1	本件追加開示決定②の内容等	3
第 2	本件文書 2 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	10
第 3	本件文書 3 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	17
第 4	本件文書 6 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	20
第 5	結語	23

外務大臣は、今般、平成28年6月30日付け情報公開第01267号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」をもって、本件不開示文書（6文書）のうち本件文書2、3及び6に関する不開示決定を変更して追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨を通知した（以下「本件追加開示決定②」という。）。

被告は、本準備書面において、本件追加開示決定によって新たに開示された範囲等を明らかにするとともに、本件文書2、3及び6の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて主張する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 本件追加開示決定②の内容等

本件追加開示決定②の結果、本件文書2、3及び6について変更決定がされ、同文書は部分開示とされた。追加開示した部分は、以下のとおりである。

1 文書2について

- (1)ア 「イラク戦争の検証（中間報告）」（項目）
 - イ 「1. これまでの作業」（項目）
 - ウ 「2. とりあえずの主な指摘事項」（項目）
- (2)ア 「イラク戦争の検証（中間報告）」（項目）
 - イ 「1. これまでの作業」（項目）
 - ウ 「2. 現時点での指摘事項」（項目）
- (3)ア 「イラク戦争の検証（中間報告）」（項目）
 - イ 「1. これまでの作業」（項目）
 - ウ 「2. とりあえずの主な指摘事項」（項目）
- (4)ア 「イラク戦争の検証（中間報告）」（項目）
 - イ 「1. これまでの作業」（項目）
 - ウ 「2. 現時点での指摘事項」（項目）
- (5)ア 「極秘」、 「イラク戦争の検証（中間報告）」（項目）

- イ 「1. これまでの作業」(項目)
- ウ 「2. とりあえずの主な指摘事項」(項目)
- エ 「極秘」
- (6)ア 「対イラク武力行使に関する我が国の対応：報告書案へのコメント」
(項目)
 - イ 「1. 形式に関するコメント」(項目)
 - ウ 「2. 報告書の内容についてのコメント」(項目)
- (7)ア 「極秘」, 「報告書案」(項目)
 - イ 「対イラク武力行使に関する我が国の対応」(項目)
 - ウ 「序」(項目)
 - エ 「【経緯】」(項目)
 - オ 「【目的、対象、方法等】」(項目)
 - カ 「1. 対イラク武力行使に至る経緯・背景」(項目)
 - キ 「(1) イラク戦争の経緯」(項目)
 - ク 「湾岸戦争」(項目)
 - ケ 「大量破壊兵器の隠匿」(項目)
 - コ 「2001年以降の展開」(項目)
 - サ 「国際社会の情勢」(項目)
 - シ 「日本の状況」(項目)
 - ス 「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」(項目)
 - セ 「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」(項目)
 - ソ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - タ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - チ 「検討・意思決定プロセス」(項目)

- ツ 「武力行使の支持に至る経緯とその意義」(項目)
 - テ 「米側への働きかけ」(項目)
 - ト 「米国以外の各国への働きかけ」(項目)
 - ナ 「武力行使の法的側面(国際法上の合法性)」(項目)
 - ニ 「武力行使の支持の理由」(項目)
 - ヌ 「国民への説明責任についての検証:国会、広報等」(項目)
 - ネ 「教訓と今後の取組」(項目)
 - ノ 「【情報収集・分析】」(項目)
 - ハ 「【政策決定・実施】」(項目)
 - ヒ 「【国民への説明責任】」(項目)
- (8) 「コメント」(項目)
- (9)ア 「極秘」,「報告書案のイメージ(現時点の情報の範囲内でのイメージ)」
(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証:分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (10) 「報告書案のイメージ」(項目)
- (11) 「秘」,「イラク戦争の検証:コメント」(項目)
- (12) 「9月 2011年(平成23年)」(項目)
- (13) 「10月 2011年(平成23年)」(項目)
- (14) 「11月 2011年(平成23年)」(項目)
- (15) 「報告書案のイメージ」(項目)
- (16) 「報告書案のイメージ」(項目)
- (17)ア 「極秘」,「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)

- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (18)ア 「極秘」, 「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証：」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (19)ア 「極秘」, 「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証：」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (20)ア 「極秘」, 「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (21)ア 「極秘」, 「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)

- エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
- オ 「国民への説明責任についての検証：」(項目)
- カ 「結論と教訓」(項目)
- (22)ア 「極秘」,「報告書案のイメージ(現時点の情報の範囲内でのイメージ)」
(項目)
 - イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (23)ア 「極秘」,「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
 - イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証：」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (24)ア 「極秘」,「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
 - イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証：」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (25)ア 「極秘」,「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
 - イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)

- オ 「国民への説明責任についての検証：」（項目）
- カ 「結論と教訓」（項目）
- (26)ア 「極秘」, 「報告書案のショートバージョン」（項目）
- イ 「情報収集についての検証」（項目）
- ウ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」（項目）
- エ 「政策決定・実施についての検証」（項目）
- オ 「国民への説明責任についての検証」（項目）
- カ 「結論と教訓」（項目）
- (27) 「9月 2011年（平成23年）」（項目）
- (28) 「10月 2011年（平成23年）」（項目）」
- (29) 「11月 2011年（平成23年）」（項目）

2 文書3について

- (1)ア 「極秘」, 「報告書案」（項目）
- イ 「序」（項目）
- ウ 「【経緯】」（項目）
- エ 「【目的、対象、方法等】」（項目）
- オ 「1. 対イラク武力行使に至る経緯・背景」（項目）
- カ 「(1) イラク戦争の経緯」（項目）
- キ 「(ア) 湾岸戦争」（項目）
- ク 「大量破壊兵器の隠匿」（項目）
- ケ 「2001年以降の展開」（項目）
- コ 「国際社会の情勢」（項目）
- サ 「日本の状況」（項目）
- シ 「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」（項目）
- ス 「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指

針」(項目)

- セ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
- ソ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
- タ 「検討・意思決定プロセス」(項目)
- チ 「武力行使の支持に至る経緯とその意義」(項目)
- ツ 「米側への働きかけ」(項目)
- テ 「米国以外の各国への働きかけ」(項目)
- ト 「武力行使の法的側面(国際法上の合法性)」(項目)
- ナ 「武力行使の支持の理由」(項目)
- ニ 「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」(項目)
- ヌ 「教訓と今後の取組」(項目)
- ネ 「<情報収集・分析>」(項目)
- ノ 「<政策決定・実施>」(項目)
- ハ 「<国民への説明責任>」(項目)
- (2)ア 「極秘」, 「報告書案の少し短めのもの」(項目)
- イ 「【経緯】」(項目)
- ウ 「【目的、対象、方法等】」
- エ 「対イラク武力行使に至る経緯・背景」(項目)
- オ 「イラク戦争の経緯」(項目)
- カ 「国際社会の情勢」(項目)
- キ 「日本の状況」(項目)
- ク 「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」(項目)
- ケ 「情報収集についての検証」(項目)
- コ 「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」(項目)
- サ 「政策決定・実施についての検証」(項目)

- シ 「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」(項目)
- ス 「結論と教訓」(項目)
- セ 「<情報収集・分析>」(項目)
- ソ 「<政策決定・実施>」(項目)
- タ 「<国民への説明責任>」(項目)

3 文書6について

- (1) 「インタビューの際の質問事項」(項目)
- (2) 「インタビューの対象者」(項目)
- (3) 「インタビューの際の質問事項」(項目)
- (4) 「インタビューの対象者」(項目)
- (5) 「インタビューの際の基本質問事項」(項目)
- (6) 「インタビューの対象者」(項目)
- (7) 「インタビュー対象者」(項目)
- (8) 「インタビューの際の質問事項」(項目)
- (9) 「への質問事項」(項目)
- (10) 「の質問事項」(項目)
- (11) 「インタビュー」(項目)
- (12) 「インタビュー」(項目)
- (13) 「極秘」, 「へのインタビュー記録メモ」(項目)
- (14) 「極秘」, 「への質問事項」(項目)
- (15) 「極秘」, 「へのインタビュー記録メモ」(項目)
- (16) 「極秘」, 「への質問事項」(項目)
- (17) 「インタビュー」(項目)
- (18) 「極秘」, 「へのインタビュー記録メモ」(項目)

第2 本件文書2の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 前記第1の1(1)ないし(5), (7), (9), (10), (15)ないし(26)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された以下の内容が含まれる。

ア 本件検証に係る報告書作成の進捗状況に関する現状報告及びその後の検証作業を進めていく上での指摘事項が記載されている中間報告（前記第1の1(1)ないし(5)）

イ 未定稿の本件検証に係る報告書の案文及び案文に対する修正案が記載された報告書案（同(7)）

ウ 本件検証に係る報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方、各項目に関する文書とその内容、具体的な文案及びこれらに対するコメント等を記載した報告書のイメージ案（同(9), (10)及び(15)ないし(26)）

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された中間報告、報告書案及び報告書のイメージ案が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告の平成28年4月19日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第3（6ないし41ページ）において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報は、報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に記したものであるところ、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになる程度が本件文書1と比しても一層大きく、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ、及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。すなわち、当該不開示部分は、本件文書1の作成過程の文書であり、これが開示された場合、本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる上、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれていることから、これが開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は、本件文書1に比しても一層大きい。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1を作成するに当たり外務省が作成した本件文書1の構想及び案文が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれている。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、上記のような当該不開示部分に係る情報の内容からすれば、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 前記第1の1(6)、(8)及び(11)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、報告書の案文や検証の対象等に対する関係者からのコメント、さらに、これに対する担当者の意見が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された報告書の案文に対する関係者からのコメントが記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報は、報告書の案文を前提とした本件検証に係る関係者間の詳細な議論に関するものであり、関

係者それぞれの立場からの幅広い見解や分析が含まれていることから、公にすることにより、外務省が本件検証を行うに当たっての視点、論点、関心事項等、及びそれらの内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また、その中には、情報収集に関する記述も含まれている。

そのため、当該不開示部分が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになる程度が本件文書1と比しても一層大きく、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

また、情報収集に関する記述も含まれていることから、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力を推察することが可能となる。

したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれ、及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。すなわち、当該不開示部分は、本件文書1の作成過程の文書であり、これが開示された場合、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる上、検討の過程で出された関係者それぞれの立場からのより幅広い見解や分析が含まれていることから、これが開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は、本件文書1に比しても一層大きい。

イ 小括

したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1の案文に対する関係者からのコメントが記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる上、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策

を策定する必要が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、上記のような当該不開示部分に係る情報の内容からすれば、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 前記第1の(12)ないし(14)及び(27)ないし(29)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール及びスケジュール策定に関連する事項が記載されている。

(2) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びその内容の詳細が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第3 本件文書3の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 前記第1の2の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、未定稿の本件検証に係る報告書の案文及び案文に対する修正案やコメント等が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された報告書案が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報は、報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に記したものであるところ、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項、及びその内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる。

そのため、当該部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになる程度も本件文書1と比しても一層大きく、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係

国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。すなわち、当該不開示部分は、本件文書1の作成過程の文書であり、これが開示された場合、外務省内での議論を経て我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになるだけでなく、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれていることから、これが開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は、本件文書1に比しても一層大きい。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書1を作成するに当たり外務省が作成した本件文書1の構想及び案文が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てこれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、上記のような当該不開示部分に係る情報の内容からすれば、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第4 本件文書6の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 前記第1の3の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1作成に当たって行われたインタビューに

関する情報（対象者、質問事項、インタビュー記録等）が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で行われた、当時の関係者に対するインタビューに関する情報（対象者、質問事項、インタビュー記録等）であり、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなり、ひいては報告書の具体的な内容を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) また、当該不開示部分に係る情報には、インタビュー対象者がインタビューにおいて言及した、関係各国の関係者に係る記述も含まれており、これを公にした場合、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することによ

り、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた関係者に対するインタビューに関する情報（対象者、質問事項、インタビュー記録等）である。

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者や質問事項、インタビュー記録等に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれがある。さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

以上のとおり、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として実施されたインタビューの対象者や質問事項、インタビュー記録等であることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 結語

以上のとおり、本件文書2、3及び6の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本件文書2、3及び6に係る原告の請求には理由がない。

以 上